

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥獣保護区の設定(森林保全課)

特別保護地区の指定(〃)

休猟区の設定(〃)

銃猟禁止区域の設定(〃)

鳥獣保護区の存続期間の更新(〃)

告 示

鳥取県告示第八百五十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律大正七年法律第三十二号(第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県の境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県の境界を南東に進み、国有林鳥取管林署沢川国有林十六林班と十九林班の境界に至り、同境界を南西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る百十林班と百十一林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林十五林班と十六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八東町との境界に至り、同境界を北	平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで	七八五ヘクタール

西進み、国府町と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

鳥取県告示第八百五十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十一条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面積
芦津鳥獣保護区特別保護地区	芦津鳥獣保護区の区域のうち、国有林鳥取営林署沖ノ山国有林五十九林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る百六十八林班から百七十林班までの区域	平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで	二六五ヘクタール

鳥取県告示第八百五十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十六条の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面積
宇倍野休猟区	岩美郡国府町大字宮下地内の県道鳥取国府岩美線と町道立川甌山線との交点を起点とし、同所から同町道を北西に進み、町道宮下十四号線に至り、同町道を北方及び北東に進み、村道宇倍野線に至り、同村道を北東に進み、国府町と福部村との境界に至り、同境界を南東に進み、町道高岡宝殿線に至り、同町道を南東及び南西に進み、町道繩手線に至り、同町道を西方に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで	九六〇ヘクタール

<p>区 左近休猟</p>	<p>岩美町と福部村との境界と国道九号との交点を起点とし、同所から同境界を南東及び南方に進み、山道(通称清内谷唐川山道)に至り、同山道を北西に進み、村道左近清内谷線に至り、同村道を北西に進み、県道池谷福部停車場線に至り、同県道を北西に進み、村道亀井線に至り、同村道を北西に進み、県道福部鳥取線に至り、同県道を北西に進み、国道九号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>一、一三八ヘクタール</p>
<p>区 西谷休猟</p>	<p>八頭郡智頭町大字中原地区の国道三百七十三号と県道智頭勝田線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み、町道志戸坂線に至り、同町道を南東に進み、国有林鳥取宮林署櫛波国有林と民有林との境界に至り、同境界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る二百一十一林班と四百四林班との境界に至り、同境界を北方に進み、県道西谷那岐停車場線に至り、</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>一、五一二ヘクタール</p>
<p>飯盛山休猟区</p>	<p>佐治村と用瀬町との境界と県道江府中和用瀬線との交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、村道飯盛線に至り、同村道を北東に進み、山道(通称兵田道)に至り、同山道を北方に進み、佐治村と河原町との境界に至り、同境界を東方に進み、佐治村と用瀬町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇二〇ヘクタール</p>
<p>区 北村休猟</p>	<p>八頭郡河原町大字湯谷地内の県道袖小屋曳田線と町道湯谷上砂見線との交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、林道三滝線に至り、同林道を西方及び北西に進み、山道(通称高山道)に至り、同山道を北西に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同境界を北東及び東方に進み、山道(通称上砂見越山道)に至り、同山道を南方に進み、町道湯谷上砂見線に至り、同町道を南方に進</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>一、六六四ヘクタール</p>

<p>馬ノ山休 猟区</p>	<p>若杉山休 猟区</p>	<p>安井休 猟区</p>	<p>域</p>
<p>東伯郡泊村大字原地内の県道倉吉青谷線と原川との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、東郷池のてい線に至り、同てい線を北西</p>	<p>東伯郡三朝町大字下西谷地内の県道江府中和用瀬線と県道羽出三朝線との交点を起点とし、同所から県道羽出三朝線を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡八東町大字富枝地内の国道二十九号と県道徳丸富枝線との交点を起点とし、同所から国道を北西に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界を東方及び南東に進み、県道国府八東線に至り、同県道を東方及び南西に進み、県道徳丸富枝線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>
<p>一、一七〇ヘクタール</p>	<p>二、七〇〇ヘクタール</p>	<p>一、一〇八ヘクタール</p>	<p>一、一〇八ヘクタール</p>
<p>生山休 猟区</p>	<p>米子境港 休猟区</p>	<p></p>	<p>日野郡日南町花口地内の県道上石見黒坂停車場線の花口橋を起点とし、同所から同県道を南方に進み、農用地開発公団管農業用道路(第二工区)に至り、同農業用道路を西方に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北西に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み、町道生山印賀線</p> <p>境港市元町地内の県道米子境港線と市道外浜線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道弓ヶ浜停車場線に至り、同県道を南東に進み、県道米子環状線に至り、同県道を南西に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西に進み、市道富益崎津三号線に至り、同市道を北東に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>境港市元町地内の県道米子境港線と市道外浜線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道弓ヶ浜停車場線に至り、同県道を南東に進み、県道米子環状線に至り、同県道を南西に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西に進み、市道富益崎津三号線に至り、同市道を北東に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>一、二五五ヘクタール</p>

<p>上萩山林 狢区</p>	<p>日野郡日南町滑地内の林道船通山線と林道滑大峠線の交点を起点とし、同所から林道滑大峠線を南東に進み、町道滑線に至り、同町道を南西に進み、県道横田多里線に至り、同県道を北西に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北東に進み、林道滑大峠線に至る山道に至り、同山道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成七年十月三十一日まで</p>	<p>八九五ヘクタール</p>
--------------------	--	--------------------------------	-----------------

鳥取県告示第八百五十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
<p>日光池銃 猟禁止区 域</p>	<p>気高郡気高町大字日光地内の町道日光二号線の鳥取イセキ販売株式会社気高支店の西の橋を起点とし、同所から同町道を南東に進み、町道新田下坂本線に至り、同町道を南方に進み、果樹園と畑地との境界に至り、同境界を南西に進み、山林と耕地との境界に至り、同境界を北西及び南西に進み、町道日光村内線に至り、同町道を南西、西方、北西及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで</p>	<p>四〇ヘクタール</p>
<p>由良川右 岸砂丘地 区銃猟禁 止区域</p>	<p>大栄町と北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで</p>	<p>三五五ヘクタール</p>

三朝銃猟 禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から荒尾頭首工までの三徳川の河川区域内の地域	平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで	八ヘクタール
三部野銃 猟禁止区 域	日野郡溝口町三部地内の溝口町と会見町との境界と町道三部野線との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、株式会社大山アークカントリークラブ敷地と民有林との境界に至り、同境界を南東、南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで	一四二ヘクタール
三本松銃 猟禁止区 域	県立日野産業高等学校三本松農場の敷地全域	平成四年十二月一日から平成十四年十月三十一日まで	五〇ヘクタール

鳥取県告示第八百五十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）
第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間
を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農

林省令第八八号）第二十条の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面積
扇ノ山鳥 獣保護区	鳥取県と兵庫県の境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から国府町と若桜町との境界を南方に進み、国府町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、国有林鳥取管林署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る九十八林班と百三林班との境界に至り、同境界を北西に進み、九十八林班と九十九林班との境界に至り、同境界を北方に進み、町道雨滝線に至り、同町道を北西に進み、同町道北側の山林と宅地との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と宮滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北	平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで	一、六六一ヘクタール

	<p>方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥起線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>水ノ山鳥 獣保護区</p>
	<p>八頭郡若桜町大字老荷谷地内の県道村岡若桜線のおでみ橋を起点とし、同所から同県道を北東に進み、林道春米桑ヶ仙線に至り、同林道を南東及び北方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、国道二十九号の戸倉トンネルに至り、同所から国道二十九号を西方に進み、林道クソギ谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から国有林鳥取管営林署小舟山国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同管営林署水ノ山国有林と民有林との境界に</p>	<p>平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで</p>	<p>二、二八五ヘクタール</p>

<p>芦津鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡智頭町大字芦津に所在する国有林鳥取管営林署沖ノ山国有林五十九林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る百六十六林班と百六十九林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、国有林鳥取管営林署沖ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林六十林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同所から北股川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成四年十一月一日から平成十四年十月三十一日まで</p>	<p>二、四〇七ヘクタール</p>
----------------	---	---------------------------------	-------------------